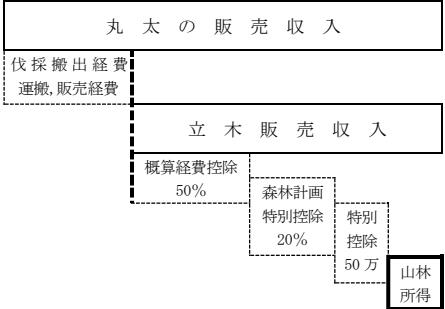
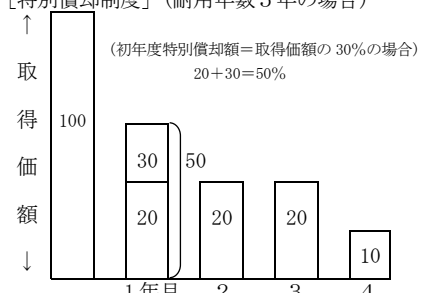


林業・木材産業関係税制の概要

H30.4

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																
	国 税	地 方 税																		
山林の伐採・譲渡、林業経営	所得税 (山林所得)	—	<p><山林所得に係る所得税の計算></p> <p>①山林所得の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算経費控除(必要経費計算の簡便化) 立木販売収入から50%を必要経費として控除 森林計画特別控除 立木販売収入から20%を控除 (立木販売収入が2,000万円を超える部分は10%) 山林所得の特別控除 立木販売収入から50万円を控除  <p>②税額計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 分離5分5乗課税方式(超過累進税率の緩和) 課税山林所得金額×1/5×税率×5 = 山林所得に対する税額 	<p>所得税額速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の金額(A)</th> <th>算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,949千円までの金額</td> <td>(A)×5%</td> </tr> <tr> <td>1,950~3,299千円 "</td> <td>(A)×10%-9.75万円</td> </tr> <tr> <td>3,300~6,949千円 "</td> <td>(A)×20%-42.75 "</td> </tr> <tr> <td>6,950~8,999千円 "</td> <td>(A)×23%-63.60 "</td> </tr> <tr> <td>9,000~17,999千円 "</td> <td>(A)×33%-153.60 "</td> </tr> <tr> <td>18,000~39,999千円 "</td> <td>(A)×40%-279.60 "</td> </tr> <tr> <td>40,000千円以上の金額</td> <td>(A)×45%-479.60 "</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の金額(A)	算 式	1,949千円までの金額	(A)×5%	1,950~3,299千円 "	(A)×10%-9.75万円	3,300~6,949千円 "	(A)×20%-42.75 "	6,950~8,999千円 "	(A)×23%-63.60 "	9,000~17,999千円 "	(A)×33%-153.60 "	18,000~39,999千円 "	(A)×40%-279.60 "	40,000千円以上の金額	(A)×45%-479.60 "
	課税所得の金額(A)	算 式																		
1,949千円までの金額	(A)×5%																			
1,950~3,299千円 "	(A)×10%-9.75万円																			
3,300~6,949千円 "	(A)×20%-42.75 "																			
6,950~8,999千円 "	(A)×23%-63.60 "																			
9,000~17,999千円 "	(A)×33%-153.60 "																			
18,000~39,999千円 "	(A)×40%-279.60 "																			
40,000千円以上の金額	(A)×45%-479.60 "																			
—	事業税 (道府県税)	<ul style="list-style-type: none"> 林業は非課税 (林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人：税額＝前年の事業所得×税率(3～5%) 法人(所得割)：税額＝各事業年度の所得×税率 (特別法人3.4～4.6%、資本金1億円超の普通法人0.3～0.7%、資本金1億円以下の普通法人3.4～6.7%) <p>※資本金1億円超の法人には、「所得割」に加え「付加価値割(付加価値額(報酬給与額等)×税率)」及び「資本割(資本金等の額×税率)」が課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 付加価値割の税率：1.2% 資本割の税率：0.5% 																	
林業用機械・施設等の取得・保有等	所得税 法人税	—	<p><中小企業経営強化税制></p> <p><中小企業投資促進税制></p> <p>(「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)</p> <p><商業・サービス業・農林水産業活性化税制></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた林業者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物附属設備の取得をした場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用 取得価額 30万円以上の器具及び備品 60万円以上の建物附属設備 	(「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)																
	—	不動産取得税 (道府県税)	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合等が日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金の貸付けを受けて取得した林業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に対する課税標準の軽減措置(取得価額に対する貸付額の割合(当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1)を控除) 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産(土地、建物)の取得(家屋の新築等を含む)に対し課税 免税点：土地10万円、家屋のうち建築したもの1戸23万円、その他のもの1戸12万円 税額＝不動産の取得価格×4% (住宅又は土地18～32年度は3%) 																
	—	固定資産税 (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合等が国の補助金又は交付金の交付、林業・木材産業改善資金等の貸付けを受けて取得した共同利用に供する機械及び装置(取得価額330万円以上)に対する課税標準の軽減措置(取得後3年間2分の1) 森林組合等の事務所、倉庫は非課税 <p><中小企業者等の生産性向上のための特例> (「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋、償却資産に課税 免税点：所有している土地の評価合計額30万円 所有している家屋の評価合計額20万円 償却資産課税台帳の価格150万円 税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4% 																
	—	事業所税 (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> きのこ栽培施設及び森林組合等の一定の共同利用施設は非課税 森林組合等の事業用地は課税標準の2分の1控除 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万人以上の都市等において課税 既設 資産割：税額＝事業所床面積×600円/㎡ (免税点：1,000㎡) 従業者割：税額＝従業者給与総額×0.25% (免税点：100人) 																

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																											
	国 税	地 方 税																													
林業用機械・施設等の取得・保有等	—	軽油引取税 (道府県税)	・ 林業、素材生産業(年間素材生産量1,000 m ³ 以上)に係る一定の機械(集材機等)の動力源のための軽油の引取は免税	・ 税率：32.1円/ℓ																											
	石油石炭税	—	・ 林業を営む者が国産軽油を林業の用に供する機械に使用した場合、地球温暖化対策のための税率の特例による上乗せ税額を還付 地球温暖化対策のための上乗せ税率 (H24. 10～ 0.25円/ℓ H26. 4～ 0.50円/ℓ H28. 4～ 0.76円/ℓ) (段階的引き上げ)	・ 原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素及び石炭に課税 ・ 税率：原油及び輸入石油製品は、2.04円/ℓ																											
林地の譲渡	所得税 (譲渡所得) 法人税	住民税 (道府県税) (市町村税)	・ 収用に係る山林(立木、林地)の譲渡 特別控除 5,000万円(個人・法人) ・ 保安施設事業に係る山林の国等への譲渡 特別控除 2,000万円(個人・法人) ・ 森林組合等のあっせんによる林地の譲渡 特別控除 800万円(個人) ・ 林業経営基盤強化法に基づく都道府県知事のあっせんによる林地の譲渡 特別控除 800万円(個人・法人)	<所有期間5年超の土地の譲渡(長期譲渡所得)> 所得税 税率 15% 住民税 // 5% (道府県民税 2%, 市町村民税 3%)																											
林地の取得・登記・保有等	地価税	—	(・森林(林地)は非課税)	平成10年以降課税停止中 (税額＝(相統税評価額－基礎控除等)×0.3%) (基礎控除：個人・中小法人15億円又は課税土地面積×3万円/㎡のいずれか多い金額)																											
	登録免許税	—	・ 入会林野等の整備により取得した土地の登記は非課税 ・ 独立行政法人農林漁業信用基金の保証を受けるための軽減措置 (税額＝債権金額等×1.5/1,000)	・ 不動産所有権の移転登記 税額＝固定資産税評価額×20/1,000 (土地売買15/1,000(H24.4.1～H31.3.31)) ・ 抵当権の設定登記 税額＝債権金額等×4/1,000																											
	印紙税	—	・ 森林組合等が作成する出資証券、受取書、定款は非課税(請負契約書は課税)	(例) 出資証券 500万～1,000万円 印紙税額1,000円																											
	—	不動産取得税 (道府県税)	・ 保安林は非課税 ・ 生産森林組合に対する非課税(組合員から現物出資を受ける土地)	・ 不動産(土地、建物)の取得(家屋の新築等を含む)に対し課税 ・ 免税点：土地10万円、家屋のうち建築したもの1戸23万円、その他のもの1戸12万円 ・ 税額＝不動産の取得価格×4% (住宅又は土地18～32年度は3%)																											
	—	固定資産税 (市町村税)	・ 保安林は非課税	・ 土地、家屋に課税 ・ 免税点：所有している土地の評価合計額30万円 所有している家屋の評価合計額20万円 ・ 税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4%																											
	—	特別土地保有税 (市町村税)	(・林業者が林地の集団化又は経営の近代化を図るために取得した林地の非課税 森林経営計画対象林地 林地を有効に利用して林業を営む林地)	平成15年度以降課税停止中 (土地の取得、保有に対し課税) (税額(取得)＝土地の取得価額×3%－不動産取得税相当額) (税額(保有)＝土地の取得価額×1.4%－固定資産税相当額)																											
林地・立木の相続・贈与	相続税	—	・ 立木の評価：時価の85% ・ 森林経営計画対象森林の課税価格の計算特例(相続人が森林経営計画を継続する場合、林地・立木の課税価格を5%軽減) ・ 延納の特例 森林経営計画対象立木(延納期間20年以内(長伐期施業森林等40年以内)の不均等納付可(選択)、延納利子税0.2%) 他 (評価) ・ 保安林等の伐採制限に応じた評価額控除 控除割合：一部皆伐30%、択伐50% 単木選伐70%、禁伐80% ・ 公益的機能別施業森林(森林経営計画対象森林)の施業制限に応じた評価額控除 控除割合： ○水源涵養機能維持増進森林、水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、択伐以外の複層林施業森林及び長伐期施業森林 20% ○水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、特定広葉樹育成施業森林及び択伐複層林施業森林 40%	・ 基礎控除額：3,000万円+(600万円×法定相続人数) ・ 税率：8段階の超過累進税率 相続税の速算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>法定相続分に応ずる取得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>～1,000万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>～3,000万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>～5,000万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>～1億円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>～2億円</td> <td>1,700万円</td> </tr> <tr> <td>45%</td> <td>～3億円</td> <td>2,700万円</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>～6億円</td> <td>4,200万円</td> </tr> <tr> <td>55%</td> <td>6億円～</td> <td>7,200万円</td> </tr> </tbody> </table> ・ 延納(不動産等が50%以上の場合) 15年以内の均等納付、延納利子税0.7% (貸出約定平均金利0.6%の場合)	税率	法定相続分に応ずる取得金額	控除額	10%	～1,000万円	—	15%	～3,000万円	50万円	20%	～5,000万円	200万円	30%	～1億円	700万円	40%	～2億円	1,700万円	45%	～3億円	2,700万円	50%	～6億円	4,200万円	55%	6億円～	7,200万円
税率	法定相続分に応ずる取得金額	控除額																													
10%	～1,000万円	—																													
15%	～3,000万円	50万円																													
20%	～5,000万円	200万円																													
30%	～1億円	700万円																													
40%	～2億円	1,700万円																													
45%	～3億円	2,700万円																													
50%	～6億円	4,200万円																													
55%	6億円～	7,200万円																													

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
林地・立木の相続・贈与	相続税	—	・山林相続税の納税猶予 100ha以上の所有森林を自ら経営する森林所有者を対象に、森林経営計画が定められている区域内にある山林(林地・立木)を、その相続人が相続又は遺贈により一括して取得し、引き継ぎ計画に基づいて経営を継続する場合は、相続税額のうち対象となる山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予	※ 前ページ参照
	贈与税	—	(評価) ・保安林等の評価額控除(相続税に同じ) ・公益的機能別施業森林の評価額控除 (贈与者が受贈者を受託者とする施業委託契約を締結しているなど、受贈時に森林経営計画が有効な場合に限る。控除割合は相続税に同じ)	・基礎控除額：110万円 ・税率：8段階の超過累進税率(10～55%) ・相続時精算課税制度 生前贈与について、受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払ったその贈与税を控除。 (控除額 2,500万円 税率 20%(一律))
製材・加工用機械の取得・保有等	所得税 法人税	—	<中小企業経営強化税制> 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定規模以上の機械・装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアを新規取得し事業の用に供した場合に、取得価額での特別償却(即時償却)又は7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除の選択適用 ○生産性向上設備(A類型) 生産性が旧モデル比年1%以上 ○収益力強化設備(B類型) 投資収益率が年平均5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税：(総収入額－必要経費)×税率(5～45%) ・法人税：(益金の額－損金の額)×税率(普通23.4%、協同組合等19%(年800万円以下15%)等) ※所得税においては、平成25年分から復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が加算。 [特別償却制度] (耐用年数5年の場合)  <p>計算式 普通償却限度額 + 取得価額 × 特別償却率 = 償却限度額 (初年度のみ)</p>
			<中小企業投資促進税制> 取得価額が160万円以上の機械・装置等一定規模以上のものについて、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用	
	固定資産税 (市町村税)	<中小企業者等の生産性向上のための特例> 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の機械及び装置、器具・備品、建物附属設備等を新規取得した場合の固定資産税の課税標準は、取得後3年間は2分の1	(「林業用機械・施設等の取得・保有等」欄を参照)	
	—	軽油引取税 (道府県税)	・木材加工業、木材市場業、パーク堆肥製造業に係る一定の機械(フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン等)の動力源のための軽油の引取は免税	・税率：32.1円/ℓ
事業用地の保有	—	地価税	(木材市場の用地、一定の木材業者の木材保管用の土地等は税額を2分の1に軽減)	平成10年以降課税停止中 (税額 = (相続税評価額 - 基礎控除等) × 0.3%) ・基礎控除：個人・中小法人15億円又は課税土地面積 × 3万円/m ² のいずれか多い金額
	—	事業所税 (市町村税)	・製材業、合板製造業、床板製造業、木材市場等の事業の用に供する木材保管施設は課税標準の4分の3を控除	・人口30万人以上の都市等において課税 ・既設 資産割：税額 = 事業所床面積 × 600円/m ² (免税点：1,000m ²) 従業者割：税額 = 従業者給与総額 × 0.25% (免税点：100人)

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																																																					
	国 税	地 方 税																																																							
住宅関連 (木材需要 の拡大)	所得税	—	<p><住宅ローン減税> 住宅の取得をした場合、住宅ローン残高の一定割合を所得税額から控除</p> <p>○一般住宅の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居年</th> <th>控除対象 借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年</td> <td>5,000 万円</td> <td rowspan="6">10 年間</td> <td rowspan="6">1.0%</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年</td> <td>4,000 万円</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年</td> <td>3,000 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>2,000 万円</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 1 月～3 月</td> <td>2,000 万円</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>H26. 4～ H33. 12</td> <td>4,000 万円</td> <td>400 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 26 年 4 月から平成 33 年 12 月までの欄の金額は、一般住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率 8% 又は 10% である場合の金額</p> <p>○長期優良住宅の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居年</th> <th>控除対象 借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年</td> <td>5,000 万円</td> <td rowspan="6">10 年間</td> <td rowspan="3">1.2%</td> <td>600 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年</td> <td>5,000 万円</td> <td>600 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年</td> <td>4,000 万円</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>3,000 万円</td> <td rowspan="3">1.0%</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 1 月～3 月</td> <td>3,000 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>H26. 4～ H33. 12</td> <td>5,000 万円</td> <td>500 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 26 年 4 月から平成 33 年 12 月までの欄の金額は、認定住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率 8% 又は 10% である場合の金額</p>	入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額	平成 22 年	5,000 万円	10 年間	1.0%	500 万円	平成 23 年	4,000 万円	400 万円	平成 24 年	3,000 万円	300 万円	平成 25 年	2,000 万円	200 万円	平成 26 年 1 月～3 月	2,000 万円	200 万円	H26. 4～ H33. 12	4,000 万円	400 万円	入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額	平成 22 年	5,000 万円	10 年間	1.2%	600 万円	平成 23 年	5,000 万円	600 万円	平成 24 年	4,000 万円	400 万円	平成 25 年	3,000 万円	1.0%	300 万円	平成 26 年 1 月～3 月	3,000 万円	300 万円	H26. 4～ H33. 12	5,000 万円	500 万円	<p>・住宅ローン減税の適用要件 住宅の取得 6ヶ月以内に入居し、居住 年間所得 3,000 万円以下 新築は床面積 50 ㎡以上、50%以上居住用</p> <p>増改築 工事費 100 万円超 居住用部分の工事費 1/2 以上 年間所得 3,000 万円以下</p>		
	入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額																																																				
	平成 22 年	5,000 万円	10 年間	1.0%	500 万円																																																				
平成 23 年	4,000 万円	400 万円																																																							
平成 24 年	3,000 万円	300 万円																																																							
平成 25 年	2,000 万円	200 万円																																																							
平成 26 年 1 月～3 月	2,000 万円	200 万円																																																							
H26. 4～ H33. 12	4,000 万円	400 万円																																																							
入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額																																																					
平成 22 年	5,000 万円	10 年間	1.2%	600 万円																																																					
平成 23 年	5,000 万円			600 万円																																																					
平成 24 年	4,000 万円			400 万円																																																					
平成 25 年	3,000 万円		1.0%	300 万円																																																					
平成 26 年 1 月～3 月	3,000 万円			300 万円																																																					
H26. 4～ H33. 12	5,000 万円			500 万円																																																					
—	道府県民 税及び市 町村民税	<p><住宅ローン控除> 所得税における住宅借入金等特別控除可能額で、所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除 H25 9.75 万円を限度 (前年課税所得×5%) H26. 1～3 " " H26. 4～H33. 12 13.65 万円を限度 (前年課税所得×7%)</p>																																																							
贈与税	—	<p>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額 (対象者は所得金額が 2,000 万円以下)</p> <p>・相続時精算課税の適用 (控除額 2,500 万円を加算)</p> <p>① 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の 契約締結期間</th> <th>省エネ性又は 耐震性住宅</th> <th>一般住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31. 4～H32. 3</td> <td>5,500 万円</td> <td>5,000 万円</td> </tr> <tr> <td>H32. 4～H33. 3</td> <td>4,000 万円</td> <td>3,500 万円</td> </tr> <tr> <td>H33. 4～H33. 12</td> <td>3,700 万円</td> <td>3,200 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 上記①以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の 契約締結期間</th> <th>省エネ性又は 耐震性住宅</th> <th>一般住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H27. 12</td> <td>4,000 万円</td> <td>3,500 万円</td> </tr> <tr> <td>H28. 1～H32. 3</td> <td>3,700 万円</td> <td>3,200 万円</td> </tr> <tr> <td>H32. 4～H33. 3</td> <td>3,500 万円</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>H33. 4～H33. 12</td> <td>3,300 万円</td> <td>2,800 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・暦年課税の適用 (基礎控除額 110 万円を加算)</p> <p>① 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の 契約締結期間</th> <th>省エネ性又は 耐震性住宅</th> <th>一般住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31. 4～H32. 3</td> <td>3,110 万円</td> <td>2,610 万円</td> </tr> <tr> <td>H32. 4～H33. 3</td> <td>1,610 万円</td> <td>1,110 万円</td> </tr> <tr> <td>H33. 4～H33. 12</td> <td>1,310 万円</td> <td>810 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 上記①以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の 契約締結期間</th> <th>省エネ性又は 耐震性住宅</th> <th>一般住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H27. 12</td> <td>1,610 万円</td> <td>1,110 万円</td> </tr> <tr> <td>H28. 1～H32. 3</td> <td>1,310 万円</td> <td>810 万円</td> </tr> <tr> <td>H32. 4～H33. 3</td> <td>1,110 万円</td> <td>610 万円</td> </tr> <tr> <td>H33. 4～H33. 12</td> <td>910 万円</td> <td>410 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅	H31. 4～H32. 3	5,500 万円	5,000 万円	H32. 4～H33. 3	4,000 万円	3,500 万円	H33. 4～H33. 12	3,700 万円	3,200 万円	住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅	～H27. 12	4,000 万円	3,500 万円	H28. 1～H32. 3	3,700 万円	3,200 万円	H32. 4～H33. 3	3,500 万円	3,000 万円	H33. 4～H33. 12	3,300 万円	2,800 万円	住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅	H31. 4～H32. 3	3,110 万円	2,610 万円	H32. 4～H33. 3	1,610 万円	1,110 万円	H33. 4～H33. 12	1,310 万円	810 万円	住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅	～H27. 12	1,610 万円	1,110 万円	H28. 1～H32. 3	1,310 万円	810 万円	H32. 4～H33. 3	1,110 万円	610 万円	H33. 4～H33. 12	910 万円	410 万円	<p>・相続時精算課税制度 控除額 2,500 万円</p> <p>・暦年課税制度 基礎控除額 110 万円</p> <p>(「林地・立木の相続・贈与」欄を参照)</p>
住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅																																																							
H31. 4～H32. 3	5,500 万円	5,000 万円																																																							
H32. 4～H33. 3	4,000 万円	3,500 万円																																																							
H33. 4～H33. 12	3,700 万円	3,200 万円																																																							
住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅																																																							
～H27. 12	4,000 万円	3,500 万円																																																							
H28. 1～H32. 3	3,700 万円	3,200 万円																																																							
H32. 4～H33. 3	3,500 万円	3,000 万円																																																							
H33. 4～H33. 12	3,300 万円	2,800 万円																																																							
住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅																																																							
H31. 4～H32. 3	3,110 万円	2,610 万円																																																							
H32. 4～H33. 3	1,610 万円	1,110 万円																																																							
H33. 4～H33. 12	1,310 万円	810 万円																																																							
住宅用家屋の 契約締結期間	省エネ性又は 耐震性住宅	一般住宅																																																							
～H27. 12	1,610 万円	1,110 万円																																																							
H28. 1～H32. 3	1,310 万円	810 万円																																																							
H32. 4～H33. 3	1,110 万円	610 万円																																																							
H33. 4～H33. 12	910 万円	410 万円																																																							

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
住宅関連 (木材需要 の拡大)	登録免許 税	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅 50 m²以上の税率軽減 (中古の場合は 築後 20 年以内) 所有権の保存登記 1.5/1,000 所有権の移転登記 3/1,000 住宅貸付に係る抵当権の設定登記 1/1,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の税率 所有権の保存登記 4/1,000 所有権の移転登記 20/1,000 (土地売買 15/1,000 (H24.4.1~H31.3.31)) 抵当権の設定登記 4/1,000
	—	固定資産 税 (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅に係る税額の 1/2 相当額を税額から減 税 床面積 50~280 m²等が要件 ・住宅用地に対する 1/3 課税の特例 (小規模用地 は 1/6 課税) (もっぱら人の居住の用に供する家屋の土地で あること等が要件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税額=固定資産課税台帳の価格×1.4% (「林地の取得・登記・保有等」欄を参照)
森林組合 等の特例	法人税	—	<ul style="list-style-type: none"> ・所得金額 800 万円以下の部分の軽減税率 15% ・通常の貸倒引当金の繰入限度額の 10%増 ・森林組合と森林組合の合併の場合、企業再編税 制の適格合併の要件から規模要件・特定役員要 件を除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・本則税率 19% ・繰入限度額=売掛金等の金銭債権×法定繰入率 又は貸倒実績率 ・企業再編税制の適格合併の要件 ○合併参加組合の行う事業が相互に関連 ○合併参加組合の資本金額等が概ね 5 倍を超えな いこと [規模要件] 又は、合併参加組合それぞ れの特定役員が合併後の特定役員になること [特定役員要件] ○従業者の概ね 8 割以上が合併後も従事 ○事業が継続
再生可能 エネルギー 発電設 備の取得	所得税 法人税	—	<省エネ再エネ高度化投資促進税制> 木質バイオマス発電設備、木質バイオマス熱供 給装置を取得等し、かつ 1 年以内に事業の用に供 した場合、その取得価額の 20%相当額の特別償 却	(「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)
	—	固定資産 税 (市町村税)	<再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の 特例> 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の 調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号)に基づき、固定価格買取制度の対象として認 定された一定の再生可能エネルギー発電設備 (バ イオマス発電設備等) を取得した場合、最初の 3 年度分の固定資産税に限り、課税標準を軽減 (バイオマス発電設備 (2 万 kW 未満) について は、1 万 kW 以上の設備は 3 分の 2、1 万 kW 未 満の設備は 2 分の 1 に軽減)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋、償却資産に課税 ・免税点：所有している土地の評価合計額 30 万円 所有している家屋の評価合計額 20 万円 償却資産課税台帳の価格 150 万円 ・税額=固定資産課税台帳の価格×1.4%